

議案第5号

二宮町情報公開条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政不服審査法の改正により、制度が全面的に見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町情報公開条例の一部を改正する条例

二宮町情報公開条例（平成21年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「又は存否」を「、存否」に改め、「明らかにしない旨の決定」の次に「又は行政文書が存在しない旨の決定」を加え、同条第4項及び第5項中「速やかに」の次に「延長の決定をし、」を加える。

第12条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「第1項」を削り、「決定」の次に「（以下「公開決定等」という。）又は公開の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項を削る。

第22条を第29条とし、第16条から第21条までを7条ずつ繰り下げる。

第15条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「機関」の次に「（以下「審査請求人等」という。）」を加え、同条を第18条とし、同条の次に次の4条を加える。

### （意見書等の提出）

第19条 審査請求人又は参加人は、審査会に対し、弁明書に対する意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

### （意見の陳述）

第20条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び関係する実施機関を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事案に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、関係する実施機関に対して、質問を発することができる。

### （提出資料の写しの送付等）

第21条 審査会は、第18条第3項又は第19条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。  
(調査審議手続の非公開)

第22条 諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

第14条第1項中「第12条第2項の不服申立て」を「第14条第1項の審査請求」に、「二宮町情報公開審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に改め、同条を第17条とする。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「公開決定」を「公開決定等」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る決定」を「審査請求に係る公開決定等」に、「の決定」を「の裁決」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(審理員による審理手続の適用除外)

第13条 公開決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第14条 実施機関は、第12条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、二宮町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する

同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第15条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にされた二宮町情報公開条例第7条に規定する請求に対する決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

## 二宮町情報公開条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(行政文書の公開の請求に対する決定等)	(行政文書の公開の請求に対する決定等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 実施機関は、第1項の規定において請求に係る行政文書の公開をしない旨の決定、一部について公開をする旨の決定、 <u>存否を明らかにしない旨の決定又は行政文書が存在しない旨の決定</u> をしたときは、前項の規定による通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、行政文書の公開をしない旨又は一部について公開をする旨の決定をしたときで、第5条第3項の規定により行政文書の公開をしない旨の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。	3 実施機関は、第1項の規定において請求に係る行政文書の公開をしない旨の決定、一部について公開をする旨の決定又は <u>存否を明らかにしない旨の決定</u> をしたときは、前項の規定による通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、行政文書の公開をしない旨又は一部について公開をする旨の決定をしたときで、第5条第3項の規定により行政文書の公開をしない旨の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。その場合において、実施機関は、速やかに <u>延長の決定</u> をし、 <u>延長の理由</u> を付記して請求者に通知しなければならない。	4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。その場合において、実施機関は、速やかに <u>延長の理由</u> を付記して請求者に通知しなければならない。
5 実施機関は、公開請求が著しく大量であるため、事務又は事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるときは、当該公開請求に係る行政文書の一部につき、第1項に規定する期間内に同項による決定をし、当該決定をした部分以外の部分については、当該実施機関が決定のための事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。その場合において、実施機関は、速やかに <u>延長の決定</u> をし、 <u>その旨及び理由</u> を付記して請求者に通知しなければならない。	5 実施機関は、公開請求が著しく大量であるため、事務又は事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるときは、当該公開請求に係る行政文書の一部につき、第1項に規定する期間内に同項による決定をし、当該決定をした部分以外の部分については、当該実施機関が決定のための事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。その場合において、実施機関は、速やかに <u>その旨及び理由</u> を付記して請求者に通知しなければならない。
(審査請求)	(不服申立て)
第12条 請求者及び反対意見書を提出した第三者は、第7条の規定による決定「 <u>公開決定等</u> 」という。) 又は公開の請求に係る不作為に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。	第12条 請求者及び反対意見書を提出した第三者は、第7条第1項の規定による決定に對して不服があるときは、 <u>行政不服審査法</u> （昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てをすることができる。

改正後	改正前
	<p>2 実施機関は、前項による不服申立てがあった場合は、その不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、二宮町情報公開審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定をしなければならない。</p>
<u>(審理員による審理手続の適用除外)</u>	
<p><u>第13条 公開決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>	
<u>(審査会への諮問等)</u>	
<p><u>第14条 実施機関は、第12条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、二宮町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p>	
<p><u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。</u></p>	
<u>(諮問をした旨の通知)</u>	
<p><u>第15条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p>	
<p><u>(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p>	

改正後	改正前
<p>(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第16条 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をするとき。</p> <p>(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、行政文書を公開する旨の裁決をするとき（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）。</p> <p>（情報公開審査会）</p> <p>第17条 第14条第1項の審査請求について審査するため、審査会を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（審査会の調査権限等）</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審査を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>（第三者的から不服申立てを棄却する場合等における手続）</p> <p>第13条 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定をするとき。</p> <p>(2) 不服申立てに係る決定を変更し、行政文書を公開する旨の決定をするとき（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）。</p> <p>（情報公開審査会）</p> <p>第14条 第12条第2項の不服申立てについて審査するため、二宮町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（審査会の調査権限等）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審査を行うために必要があると認めるときは、不服申立て人、参加人及び諮問実施機関に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<u>(意見書等の提出)</u>	
<p><u>第19条 審査請求人又は参加人は、審査会に対し、弁明書に対する意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p>	
<u>(意見の陳述)</u>	
<p><u>第20条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</u></p>	
<p><u>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び関係する実施機関を招集してさせるものとする。</u></p>	
<p><u>3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p>	
<p><u>4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p>	
<p><u>5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、関係する実施機関に対して、質問を発することができる。</u></p>	
<u>(提出資料の写しの送付等)</u>	
<p><u>第21条 審査会は、第18条第3項又は第19条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p>	

改正後	改正前
2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。	
3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	
4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	
(調査審議手続の非公開)	
第22条 諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。	
(適正使用)	(適正使用)
第23条 (略)	第16条 (略)
(行政文書目録の作成)	(行政文書目録の作成)
第24条 (略)	第17条 (略)
(運用状況の公表)	(運用状況の公表)
第25条 (略)	第18条 (略)

改正後	改正前
(情報の提供)	(情報の提供)
<u>第26条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)
(出資法人等の情報公開)	(出資法人等の情報公開)
<u>第27条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(指定管理者の情報公開)	(指定管理者の情報公開)
<u>第28条</u> (略)	<u>第21条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(委任)	(委任)
<u>第29条</u> (略)	<u>第22条</u> (略)